

「福井県における P F I の活用指針」の概要

政策企画室

1 活用指針の策定趣旨等

「福井県における P F I の活用指針」は、庁内企画担当者等で構成する政策研究会における検討結果や国の各種ガイドライン、先行地方公共団体の実例等を踏まえて作成したもので、職員が共通の認識をもって P F I 導入に取り組むための手引書として、P F I に関する一般的な説明とともに、本県における基本的な P F I 導入の手順を定めている。

2 活用指針の内容

第1章 P F I の概要

○ P F I (Private Finance Initiative)とは

P F I とは、従来、国や地方公共団体等の公共が担ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理および運営を民間に委ねることにより、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を行う整備手法である。

○ P F I に関する国、地方公共団体の動向

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆる「P F I 法」）は平成 1 1 年 7 月に公布された。その後、国は、P F I 事業の実施に関する基本方針、国の P F I 事業実施上の指針である各種ガイドラインを公表している。

国において、現在のところ、P F I 方式を導入した事例はないが、今後、国家公務員宿舎、中央合同庁舎等について、P F I 方式での整備の検討、事業の実施を行う方針である。地方公共団体では、東京都、神奈川県等において、P F I 方式による具体的な取組みが進められている。

○ P F I の特徴

民間の資金とノウハウの活用

従来、公共が担ってきた公共施設等の整備を民間に委ね、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用する。

V F M（バリュー・フォー・マネー：租税等一定の支払いに対し最も価値あるサービスを提供するという考え方）の達成

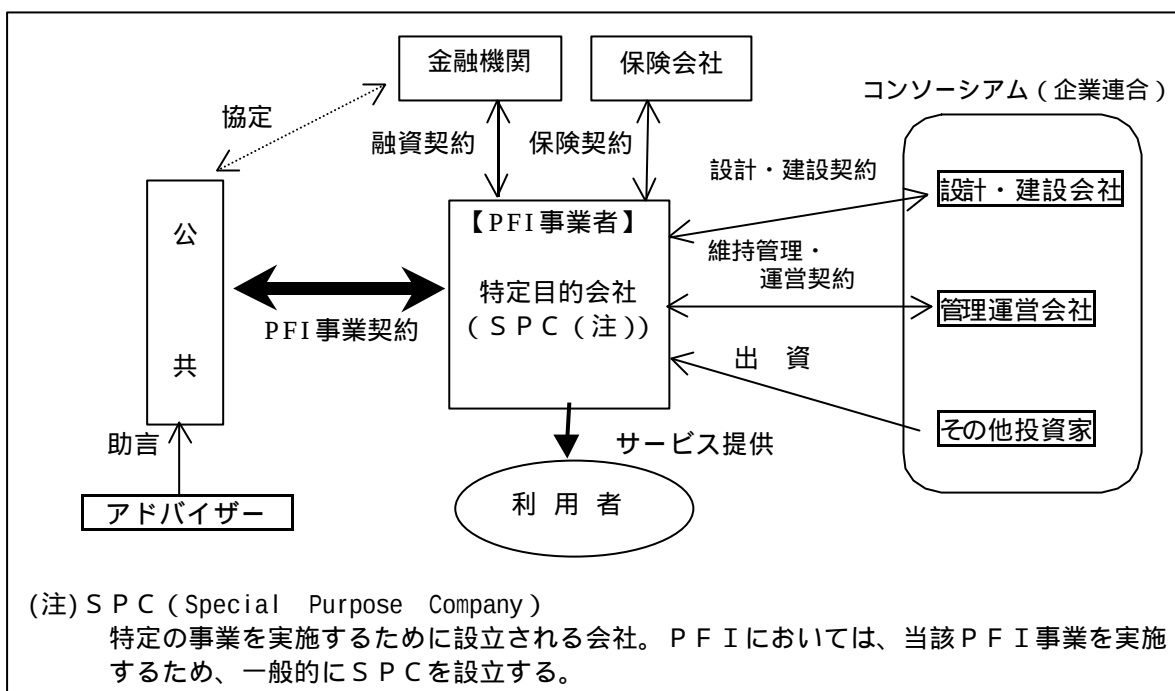
P F I においては、V F M が達成されていることが必要であり、V F M が達成されているかどうかは、P F I 方式による整備が、従来型の整備方式に比べて、公共が負担するコストの低下やサービスの向上が図られるかどうかを検証して判断する。

リスク分担の明確化

従来の公共による整備方式では公共が基本的にすべてのリスクを負うが、P F I 方式ではリスクを公共と民間で分担することになることから、どちらがリスクを負担するのかあらかじめ契約で明確にする必要がある。

○ P F I 事業の仕組み

一般的な P F I 事業の仕組みは、次のとおりである。



・公共と P F I 事業者 (S P C) との間の契約 (P F I 事業契約)

P F I 事業では、サービスを提供する施設の設計、建設から維持管理、運営までを行うため、通常は P F I 事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業がコンソーシアム (企業連合) を組む。そして、そのコンソーシアムに参加している企業が出資して、P F I 事業を行う特定目的会社 (S P C) を設立する。

この特定目的会社 (S P C) が、公共と P F I 事業契約を締結し、P F I 事業を遂行することになる。

○ P F I 導入における基本原則

P F I 導入に当たっては、次の 5 つの原則のもとで実施しなければならない。

「公 共 性 原 則」 住民ニーズの高い公共性のある事業であること。

「民間経営資源活用原則」 民間の資金、経営能力および技術的能力を活用すること。

「効 率 性 原 則」 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効果的かつ効果的に実施すること。

「公 平 性 原 則」 P F I 事業の選定、P F I 事業者の選定において公平性が担保されること。

「透 明 性 原 則」 P F I 事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。

第2章 福井県におけるPFIの導入について

第1 PFI導入の考え方

次のPFIのメリット、デメリット等を十分踏まえた上で、PFIの導入を適切に進めていく必要がある。

ア PFIのメリット

次のような効果が期待できる。

低廉かつ良質な公共サービスの提供

公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

民間の事業機会の創出

財政支出の平準化

イ PFIのデメリットおよび課題

次のようなデメリットがある。

事業者が負担する入札コスト（提案に要する経費など）が多額になること。

後年度負担の累積による財政の硬直化のおそれ

事業実施による地域経済への波及効果が弱まるおそれ

また、次のような課題がある。

PFI導入を促進するための更なる規制緩和

PFI事業への国庫補助負担金制度、地方交付税制度等の適用拡大

第2 PFI導入の推進体制

PFIは、施設の整備手法の一つに過ぎないことから、個々のPFI事業の実施は、直接整備する従来の方法と同様、当該公共施設等の整備を所管する事業実施部局において行うものとする。ただし、PFI事業が定着するまでの間、事業実施部局と政策企画室が協力して、PFI事業の適切な導入を進めることとする。

また、PFI導入上の共通課題、PFI導入に適した候補事業の選定については、専門的な検討が必要となるため、政策企画室内に設置するPFI導入推進チーム（仮称）による総合的な検討を行うこととする。

第3 PFI導入に適した候補事業の選定に当たって

PFI導入を検討する事業の選定に当たっては、以下の観点を基本に、当該事業がPFIに適しているかどうか検討する。

事業計画が具体的なものであること。

PFI導入に当たり、法的な制限等がないこと。

PFI方式による資金調達の条件が不利でないこと。

民間のノウハウによる施設の効率的な整備、運用等により、人件費、補修費等の削減、ひいては総事業費の削減が期待できること。

サービス水準を明確に定めることができ、また、事業の成果の計測が容易であること。

提供しようとする公共サービスに安定した需要が見込まれること。

事業実施までに時間的な余裕があること。

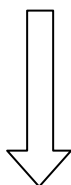
事業実施に当たり用地が確保されていること、または確保される見込みがあること。

第3章 P F I実施手続（概要）

本県において、P F I事業を導入する場合、次の手順を基本とする。ただし、P F I事業の実施形態には様々なものがあり、実際の運用、適用に当たっては、この手順を基本に、柔軟に対応することとする。

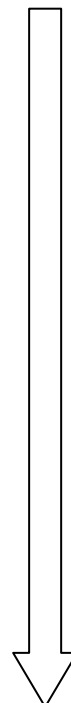
○ 福井県におけるP F I導入の手順（プロセス全体のフロー）

P F I事業の発案段階（P F I事業の検討・抽出の段階）



- ・ P F I導入推進チーム（仮称）による導入検討の開始
- ・ P F I導入可能性調査の実施
- ・ 調査結果を踏まえた最終的な検討
- ・ 行財政改革推進会議によるP F I導入方針の決定

P F I事業の選定段階



P F I事業実施体制の整備

- ・ 事業実施部局の体制の整備、アドバイザーの委託、審査委員会の設置

実施方針の策定、公表（P F I法第5条）

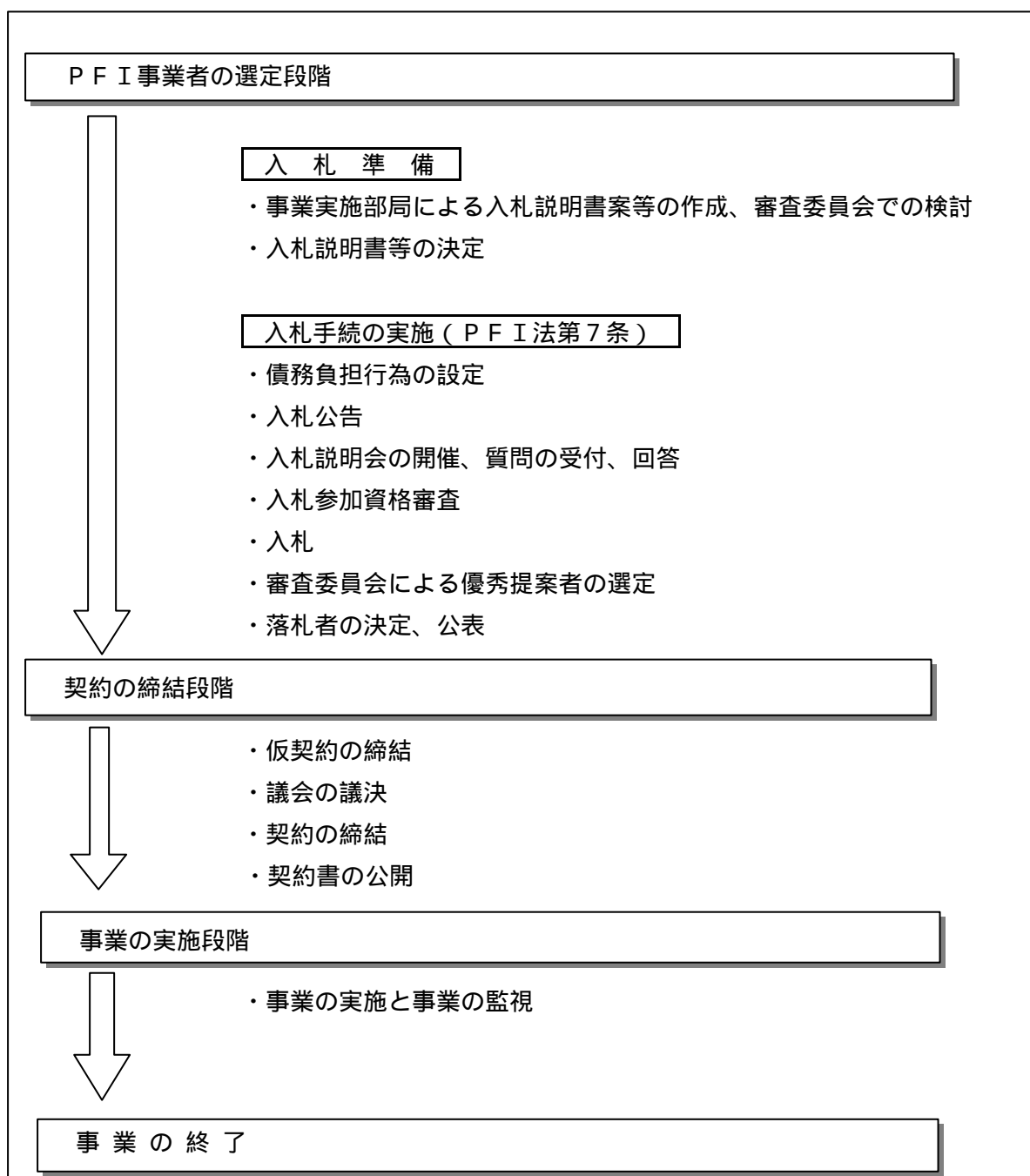
〔 P F I導入を進めようとする事業について、その内容や民間事業者の募集等の方針を策定し、公表する。 〕

- ・ 事業実施部局による実施方針案の作成、審査委員会での検討
- ・ 実施方針の策定、公表
- ・ 実施方針の説明会の開催、質問の受付、意見の招請

P F I事業の選定、公表（P F I法第6条、第8条）

〔 実施方針を公表した事業について、民間事業者から提出された意見等を踏まえて、P F I事業として実施することを県として決定し、公表する。 〕

- ・ 事業実施部局によるP F I事業の選定の検討
- ・ 行財政改革推進会議によるP F I事業の選定、公表



第4章 P F I 実施手続（詳細）

P F I 導入可能性調査、アドバイザーの委託、審査委員会など、第3章で示した P F I 実施手続（概要）の詳細な説明

3 今後の取組み

今後は、この P F I 活用指針を基本にしながら、本県における P F I 導入の検討、P F I の適切な導入を図る。

なお、P F I は、現在、取組みが始まったばかりの段階にあることから、今後とも、必要に応じこの活用指針の見直しを行う。